

## スクールミュージアム実施要綱

スクールミュージアムを実施する場合は岐阜県教育委員会共催及び後援基準(昭和41年4月1日教育長決定)の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(開催趣旨)

**第1条** 岐阜県美術館(以下「美術館」という。)は、県民に親しまれ、開かれた美術館としての活動をより幅広く推進するため、美術館が収蔵している作品を鑑賞できるよう岐阜県移動美術館を開催している。この岐阜県移動美術館の活動の一環として、学校との連携を具体的に構築し、各学校生徒のためのスクールミュージアムを開催する。

(開催基準)

**第2条** スクールミュージアムは県内各地区全域において開催する。

2 スクールミュージアムは、県内に所在する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校かつ美術館が認めた学校との共催で開催する。

3 スクールミュージアムの開催時期、期間及びその規模等については、共催をする学校と美術館が協議のうえ美術館が決定する。

4 展覧会を開催する学校の会場は、美術館が展示するにふさわしいと認めた施設であること。

(美術品の取扱)

**第3条** 美術品等の輸送、展示等の取扱は、学芸員等美術品の取り扱いに十分な経験を有し、かつ信頼できる者が行うか、又は美術館学芸部の職員の立会いにより行うこと。

2 学校は、美術品等に盗難又は損傷が生じないように、その管理には万全の体制をとること。

(費用)

**第4条** スクールミュージアムに要する費用は、岐阜県が作品運搬展示費用と作品に関わる保険料及び教育等の指導にかかる旅費を負担し、それら以外に必要な費用は各学校が負担すること。

(収入)

**第5条** 観覧料は徴収しない。

(実施計画書、実施結果報告書)

**第6条** 学校は、スクールミュージアムの実施計画書及び実施結果報告書を美術館へ提出すること。

(その他)

**第7条** この要綱に定めのない事項については、必要に応じて学校と協議して定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。